

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	保険料滞納整理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、保険料滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和6年2月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	保険料滞納整理事務
②事務の概要	国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険に関する滞納整理の事務 ①滞納者との保険料納付相談 ②差押え、執行停止等の滞納整理 ③その他保険料滞納整理に関する業務全般
③システムの名称	保険料滞納整理システム 国民健康保険システム 預貯金照会システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

保険料滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険法(昭和三十二年 法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年 法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの・介護保険法(平成九年 法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 【いずれも督促・滞納整理に関する事務】 <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の第30、第59、第68の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第46条、第50条
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の第94の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令 第47条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康医療部 保険相談課
②所属長の役職名	保険相談課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療部 保険相談課 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎2階) 電話:06-6858-2300)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明